○経済産業省告示第二百三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

表の委任した予算科目名の欄中「新規産業創造技術開発費補助金」を「新規産業創造技術開発費補助金（民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業に限る。）」に、「地域企業立地促進等共用施設整備費補助金」を「地域企業立地促進等共用施設整備費補助金　地域経済産業活性化対策費補助金（先端農商工連携実用化研究事業に限る。）　地域イノベーション協創プログラム補助金」に、「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、新事業活動促進支援、中小商業活力向上のうち中小商業活力向上施設整備事業及び中小商業活力向上支援事業に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、新事業活動促進支援のうち連携体構築支援事業、事業化・市場化支援事業、地域資源活用売れる商品づくり支援事業及びアイヌ中小企業振興対策事業、中小商業活力向上のうち中小商業活力向上施設整備事業及び中小商業活力向上支援事業、地域商業活性化支援に限る。）」に、「旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金」を「産業技術研究開発施設整備費補助金　新規産業創造技術開発費補助金　旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金」に、「東北経済産業局長及び関東経済産業局長」を「東北経済産業局長及び関東経済産業局長　経済産業局長及び中部経済産業局長　電力・ガス事業北陸支局長」に、「エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（自家発電設備導入促進事業費補助金に限る。）」を「エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（自家発電設備導入促進事業費補助金に限る。）　地域経済産業活性化対策費補助金（放射線量測定拠点整備事業、被災地域販路開拓支援事業のうち工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業に限る。）」に改める。

経済産業局	エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（自家発電設備導入促進事業費補助金に限る。）
経済産業局	地域経済産業活性化対策費補助金（放射線量測定拠点整備事業、被災地域販路開拓支援事業のうち工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業に限る。）

附　則

この告示は、平成二十三年十一月三十日から施行する。

○国土交通省告示第千二百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月三十日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鹿の子谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県鳥取市用瀬町安蔵

字脊戸田　一〇七〇番から一〇七〇番五まで

字林ノ谷　一三〇八番から一三二六番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市用瀬町安蔵

字九蔵　一〇〇三番二　一号

九九四番　二号

九九九番　十一号

字林ノ谷　一三〇一番一　三号及び五号から七号まで

一三〇二番　四号

一三〇八番　八号

一〇七〇番二　九号

一〇五三番四　十号

一〇四九番　十二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県倉吉市

鍛冶町一丁目　三四五七番二　一号

三四五七番一　二号

三四五八番　三号

三四五六番　十二号

仲ノ町字打吹山　三四四五番二　四号及び五号

字長谷坂　三四六一番　六号から八号まで

三四六二番　九号

余戸谷町　三四六三番　十号及び十一号

三四六四番二地　十三号

先道路敷

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栩谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡日南町下石見

字棚田ノ上　一七五八番二　一号及び六号から九号まで

一七五五番　二号及び三号

一七五八番三　四号及び五号

一七五八番一　十号から十六号まで

一七五八番二地　十七号

先道路敷